

平成15年9月9日(火曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年9月第3回定例会

議事日程第3号

平成15年9月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成15年9月9日(火)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	農業生産基盤の整備について	沼川下流部の整備促進について 有害駆除対策について	12番 高橋 勝文	市 長
10	医療保健行政について	高額医療費償還払いの実態と課題 対応について		市 長
11	再度、合併問題について	市民の意識調査の実施と結果の尊重について 任意協議会の協議のあり方について (イ)自治体間の取り組みの違いと 温度差をうけて	20番 遠藤 聖作	市 長
12	震災対策の遅れについて (宮城県北部地震の教訓をどう生かすのか)	公共施設の耐震調査について 民間住宅の耐震調査への助成措置 について		市 長
13	花咲かフェアINさがえについて	「日本一さくらんぼの里づくり」 「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を本市のまちづくりの原点にしているが、市長の所感は 花咲かフェアINさがえでのアンケート調査結果と反省点は 花咲かフェアINさがえをなお一層盛り上げる対策について	8番 石川 忠義	市 長
14	2004年の市制施行50周年について	昭和の大合併から50年経過した、 市長の所感 市制施行50周年の記念事業について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 9 番、10 番について、12 番高橋勝文議員。

〔12 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 おはようございます。

通告をしております 9、10 につきまして、以下簡潔に質問をいたします。市長の前向きな答弁をまずもって期待いたします。

通告 9 農業生産基盤の整備につきまして、まず最初に沼川下流部の整備促進につきまして質問をいたします。

沼川の下流部、本楯の北橋から沼川排水機場までの河川改修についてであります。この質問につきましては、過去において何回かなされたことでもあります。言うなれば、長年の課題と思われれます。今回は新たな気持ちで質問をさせていただきます。

本市西部の工業団地周辺を源とし、市街地を貫き最上川に合流する沼川。市街地の大宗の雨水、生活・工場雑排水などを集め、下流部におきましては三度川、赤沼川、横井川の流れをも吸収し、非常時におきましては昭和 51 年度竣工を見ました強制排水機場によって最上川に放流されております。流域面積は 17.3 キロ平米、流路延長は 5.8 キロメートルの一級の河川であります。

山形県の河川便覧平成 12 年度版によりますと、沼川の河川整備は昭和 33 年から着工され、昭和 48 年竣工の局部改修事業から始まりまして基幹河川改修事業、災害復旧事業、放水路整備、そして街なみ環境整備事業などを取り入れまして年次的に整備がなされまして、平成 17 年度までには沼川遊歩道整備によって治水、利水、環境面において人間と河川とのかかわりがより一層保たれるようになるようで、上流、そして中流に位置する住民にとりましてはまことに喜ばしい限りであります。

しかしながら、本楯の北橋から最上川の合流地点までの 1,700 メートルにつきましては昭和 33 年から昭和 48 年までの事業における局部改良事業の暫定改修で、話によれば土羽工法による整備ということになります。暫定改修の土羽工法であるがゆえに堤防ののり面すべてに草が生い茂っております。年に 1 回、中向地区の耕作者 450 名による草刈りが約 13 年間続けられてまいりました。多年生、そしてつる性の雑草、さらには雑木が年々歳々多くなってきており、草刈りに出てくるボランティア精神の中向耕作者も高齢化の一途をたどって、なかなか厳しい環境にあるようであります。

北橋より上流部は平成 17 年度をめでにほぼ事業完了が見込まれる今日、下流部の整備について市長はどのような取り組みをしていこうと考えているのかお伺いをいたします。

有害駆除対策につきまして質問をいたします。

自然界の中の人間であり、自然界と共存しなければ生きることができないことを理解しつつ、人間がみずからの生活範囲を拡大した結果、生じた課題が今日難問題に突き当たっております。

当市におきまして、昨今ムクドリやカラスという鳥類だけが有害鳥獣駆除の対象にはならない時代を迎えようとしております。皆さんも御案内のように醍醐地区にクマが出没し、リンゴなどの果樹に被害が出て捕獲したことは聞いたことがあると思いますが、今回は柴橋地区にも本年 6 月ごろにクマが出没し、その対応に苦慮していると聞いております。一般的に言われることでありますが、昔は人間がクマを山奥に追い出す、今日ではクマから人間が追い出されようとしているようであります。

いずれにおきまして、現実として農地や耕作地にまでクマが出没するという実態は、農業を営む人々にとってはゆゆしき問題であります。そして危険きわまりない。農作業に行くことをちゅうちょするというような結果となっており、さらに耕作放棄地の拡大にもつながることが心配されます。人間の生命を守る、耕作放棄

地の防止上の観点から当局ではどのような対応を現在とっているのか。そして、将来に向けてどのように対応する考え方なのかお伺いをいたします。

通告ナンバー10番、医療保健行政、高額療養費償還払い制度の実態につきまして質問をいたします。

昨年10月の老人保健法改正で、75歳以上の高齢者の医療費の自己負担額が所得に応じて決められた限度額を超えた場合に、各市町村の窓口へ返還を申請し払い戻しを受ける制度が発足いたしました。平成14年10月分の還付が実施されたようであります。資料によりますと、平成14年10月診療分につきましては、平成15年6月1日現在寒河江市、当市の場合、該当者が240人、うち申請者が219人であり、県内44の市町村がありますが、当局の事前指導の徹底も、そして担当者の努力の賜もあって13市の中では未払い金額では7万3,278円、未申請者数は21名で、いずれも最低であり、市民の一人として敬意を払う次第であります。

しかし、この償還払い制度はまだ緒についたばかりであって今後の推移を見守りたいと、このように思っておりますが、市町村の評価がこのような制度におきましてもなされる実態でありますので、以下質問をいたします。

一つ、老人高額医療費の償還払いの総額は10月分で幾らだったのか。

二つ目、本年8月末現在で何月までの償還払いとなっているのか。

三つ目、未申請者に対してどのような方策でもって対応しているのか。

四つ目、当市では支給申請後の申請の取り扱いを年1回としているようですが、支給申請後の取り扱いについて、以後の申請不要にできないのか。さらに、できないのならその理由をお聞かせいただきたい。

五つ目、長崎県では79の自治体があつて、うち22自治体が未申請者ゼロであるようであります。これは老人医療受給者証交付の際、高額医療費に該当した場合、自動返還される申請書を取りつけているようであります。当市においても、申請者の利便性、簡便性に配慮した方法はできないのか。以上であります。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、農業生産基盤の整備についてでございます。

御指摘もございましたように、沼川は本市の中央工業団地周辺を源といたしまして、市街地を東西に横断し、日田向地区で最上川に合流する総延長 5.8 キロメートル、流域面積 17.3 平方キロメートルの知事が管理するところの一級河川となっております。

本市におきましては、この河川について市民の河川愛護精神の向上を目的に毎年 7 月と 9 月、沼川をきれいにする会や一級河川沼川下流の環境を守る協議会、本楯区、東新山町会、日の出町会の皆様からごみ拾いや堤防の除草作業を実施していただいております。河川の浄化に寄与するものと感謝しているところでございます。

この沼川は、御案内のように昭和 51 年 8 月 6 日に発生しました集中豪雨では大洪水が発生し、浸水面積 350 ヘクタール、浸水家屋 1,450 戸という未曾有の大災害を引き起こしております。

沼川の改修につきましては、これまで鯉瀬橋から北橋の区間 1,320 メートルについて局部改良事業により改修完了となっております。丑町橋から沼川橋の区間 480 メートルにつきましてはふるさとの川整備事業により取り組んでいただいております。また、沼川放水路、沼川バイパス事業につきましては、延長 2.3 キロメートル、毎秒 60 トンの流下能力を持ち、昨年完全通水の運びとなっております。これらの改修事業により、今後洪水の不安が解消されるものと思っております。

御質問の北橋から最上川合流地点までの下流部についてでございますが、昭和 33 年から 48 年に局部改良事業で暫定改修しております。現況は護岸に草が生い茂っている河川、河川改修事業では蛇かご工護岸としまして実施いたしまして、長い間に土が流れ込み、草が生えている状況でございます。そういう状況でございます。しかし、沼川放水路が通水したことにより、現在は暫定改修区間から整備要件のない改修完了区間となっております。

また、これからの河川改修につきましては、多自然型川づくりが全国で行われており、山形県でも河川改修を行うすべての河川で、この多自然型を基本とした川づくりを行っている聞いております。これまでの河川改修事業は、いかに丈夫で効率的に行うかを考えて行われてきたことにより、魚や昆虫、植物等が生活しにくい川がつけられる場合がありました。それを見直そうと始まったのがこの多自然型川づくり事業でございます。この事業は、魚が休む空間をつくったり、護岸の冷たさを土で覆い隠し表面に植物を植えることにより、優しいイメージをつくるなど、人と自然が調和できる事業となっております。

以上のような状況から、沼川下流部については現状のままで見守るほかはないものと考えております。しかしながら、除草に支障となる堤防の大きな木の伐採等については、県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、有害駆除対策の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき山形県が策定している第 9 次鳥獣保護事業計画の中で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の基本的理念と鳥獣保護事業の実施に関する基本的考え方が示されております。その概要は、鳥獣は人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

一方、これらの鳥獣が生活環境、農林水産業及び生態系に対して被害をもたらす場合があり、こうした事態に対しましては鳥獣の個体数調整を含む被害防止対策の実施など、適切な対処が必要となってくるわけでございます。鳥獣が健全な状態で生息できるよう鳥獣の保護を図り、これとあわせて狩猟の適正化を推進することは生物多様性の確保及び生活環境保全、さらには農林水産業の健全な発展にも寄与するとともに、自然環境の

恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資するところとなると書いてあるわけでございます。

御質問の有害鳥獣捕獲についての基本的考え方については、この鳥獣保護事業計画の中で有害鳥獣の捕獲は鳥獣により農林水産業、または生態系に係る被害が現に生じているか、またはそのおそれのある場合にその防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとなっております。この鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による有害鳥獣の捕獲許可等の事務処理は、山形県事務処理の特例に関する条例により県から市町村に権限移譲されておりますので、市が許可することとなっております。

また、県からは有害鳥獣捕獲許可事務取扱が示されており、この中で生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害の防止のため有害鳥獣として捕獲できる鳥獣は、主なものとしてニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、クマなどがございます。特にクマの捕獲の許可については、生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害の防止のほかに、人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限り許可できることとされております。

有害鳥獣の捕獲許可に当たっては、責任ある者の指揮監督のもとに、広域的にかつ効果的に有害鳥獣の捕獲を実施するため法人、法人といたしますと環境大臣が定める9法人、それから農業協同組合、森林組合等がございますが、これらが主体となった捕獲を指導するようになっており、捕獲を実施する際には事故が発生しないように広報活動を十分に行い万全を期すように指導しております。

このクマ出没時の広報活動方法としましては、クマを見たとかクマによる農作物の食害があったという連絡を受けたときには区長や町会長に連絡し、地域住民やその地域に来た方に注意を呼びかけるため、主要な道路に警告板を設置するようにしております。また、看板設置のほかに同じ地域に何度もクマが出没したり、住宅地の近くまで来た場合や来そうな状況の場合は、その地域全戸にチラシを配布し注意を喚起しております。農作業、山菜とり、キノコとりなどで当該地域に立ち入る場合には、危険を回避するため鈴やラジオなどを携帯して、危険防止の手だてをとるように周知しているところでございます。

また、クマの出没により耕作放棄地が拡大することへの懸念でございますが、農作業などでクマが出没する地区に入るときには、今申しあげたように、危害を加えられないような手だてをとって作業するように指導しておりますので、今後とも耕作地で農作業をする場合には、農協などの関係団体を通じてなお一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。したがって、一時的にクマの出没があったとしても耕作放棄には直接的につながらないものではないかなと思っております。

次に、医療保健行政の問題でございます。

御案内のとおり、我が国の国民医療費は年々増加し、約30兆円規模となっており、このうち高齢者にかかる老人医療費は11兆円と医療費全体の3分の1を占めているところでございます。平成12年度から介護保険制度がスタートし、老人医療費とは別建ての制度となったところでございますが、老人医療費の伸びは相変わらず大きく、これが国民医療費を押し上げている原因となっているところであり、また長引く景気の低迷による保険料収入の伸び悩みなど医療保険の財政は厳しい状況となっており、今後の医療保険制度のあり方を視野に入れながら安定的運営を図ることを目的に、御案内のように、平成14年8月に健康保険法等の改正が行われ14年10月から施行されたところでございます。

この14年10月より国民健康保険制度では、一部負担や高額療養費の見直しなど、また老人保健制度の改正では、老人医療受給対象年齢を70歳以上から75歳以上に、公費負担割合も50%まで段階的に引き上げることとし、一部負担金の上限制、診療所での定額制が廃止されるとともに、高額医療費の見直しが行われたところでございます。

この高額医療費償還払い制度でございますが、このたびの改正で老人医療受給者が外来や入院等で医療行為

を受けた場合、かかった医療費の1割、一定以上の所得者、いわゆる課税所得が年額124万円以上の方とその世帯に属する方は2割の負担を窓口で支払いすることになりましたが、自己負担限度額を超えるような高額な医療費となった場合は、払い戻しの申請により後から償還されることになったものでございます。御案内のとおりでございます。

御質問についてでございますが、14年10月分の償還払いの総額は101万9,303円となっております。それから、何月診療分まで償還払いですかというような質問でございますけれども、平成14年12月分までの申請がありました。それ以後につきましても、制度内容の通知やお知らせを含め、できるだけ早く申請されるよう指導していきたいと思っております。

それから、制度がスタートした10月分の未申請者への対応でございますけれども、現在未申請者が多くないこともあって電話連絡によって申請を促しておりますが、今後とも未申請者に対し再度申請書などを郵送し、申請書の提出方についてさらに指導してまいりたいと思っております。

次に、支給申請後の取り扱いについてでございますが、初回のみ申請で以後不要にはできないかという御質問があったわけでございます。これらの対応につきましては、県内の市町村においても同様ではありませんが、本市においては基本的に事務手続上のミスを防ぐこととともに、受給者の医療費に対する意識を高める話し合いの場を持つことなどから、1年に1度の申請をしていただいた方がよいのではないかと考えておるところでございます。しかしながら、高額医療制度の対象者が高齢者であることなどから、初回のみ申請で以後は不要の取り扱いに改善する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、長崎県の例を出されております。いわゆる老人医療受給者証交付の際に高額医療費の償還申請書を取りつけることで、未申請者をなくしているとのことでございますが、現段階では、本市としましてはこれらの対応については考えておりませんので御了承願います。

いずれにしましても、国や県の指導なども踏まえながら、高齢者が事務的な面で負担にならないよう改善すべき点は改善していきたいと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 それでは、今市長から答弁をもらったんですけれども、もう少し話をさせてもらいたいということで第 2 問をいたします。

まず、沼川の河川改修の関係でありますけれども、今市長の答弁では県の判断、そしてその中では現状を見守るしかない。さらに、今後の川づくりは多自然型というような話をお聞きした中でありますけれども、県の判断は県の判断で、県の河川でありますから私は当然だと思っておりますけれども、私は県の河川であっても寒河江の行政エリア内にある川だと、こういう視点で私は市長からもっと前向きな答弁が出てくるのではなからうかと、このように正直期待をしておった中であります。

今、地方分権と言われるような時代に入っております。川づくりは、確かに昔は人の命、そして財産を守る一つの中で川づくりが行われてまいりました。今までのさまざまな反省から、自然とも共生する川づくりに移行してあることも私は理解をしております。

やまがたの河川と海岸ということで 2002 年度の資料で 9 ページの方にも書かれておるようであります。多自然型の川づくりということで、これからは多自然型の川づくりが基本となります。川づくりの方法というのはどういうものかというような中身も記載されており、私も同感をする中でありますけれども、沼川、先ほど市長が話されましたように、沼川の幹線があって、その幹線にはいろいろな川から水が流れてきまして最上川に放水されると、こういう一つの中身。

赤沼川があります。赤沼川には本楯の地域の水を吸収する番外排水堰があります。番外排水堰というような呼び名で地域の方々は何んか呼んでおるようであります。大体、番外排水なんていうのは字のとおりでありまして、本当の番外ということでなかなか整備がなされない一つの水路になっております。その地帯は中向の一画にも入ってまいります。そして赤沼川の下流部の左岸は右岸よりも低い。そして大雨が降りますと低いところの農地の方に冠水すると、このような状況にもなっております。

沼川が完全に最上川に放水できれば問題はなかったんですけれども、それがなされない場合、非常に下流部の農地の冠水が今日まで問題になってまいりました。1 問でも申しあげましたけれども、上流、中流は非常に整備がなされました。そしてバイパスも放水路もできまして、最上川の方に流れてくる水は確かに計算上は減ったと思っております。しかしながら、大雨が来ますと放水路に流すものは流れますけれども、今住宅も年々歳々ふえておりまして、水田の湛水機能が失われつつある今日、最上川の下流部に耕作する農家にとりましては非常に大問題とこのように思っています。

簡単に言うならば、見えるところが非常に川の整備がなされておりまして、見えない下流部はそのままと、このようにも私判断せざるを得ないと、このように思っております。川は川上があって川下があるんです。川下がなければ川上から水は流されないと、このようにもなるわけでありまして、県がさまざまな判断をしておるようでありますけれども、市長として最上川の下流 1,700 メートルある中でありますけれども、多自然型の川で結構ですけれども、私も同感しますけれども、水の流れがスムーズにいくような川づくりの提案を県の方に再度要望していただきたいと、このように思っております。よって、市長からもう一回、ひとつ実情を市長はわかると思っておりますので、再度お答えをお願いしたいと、このように思っております。

それから、有害駆除、有害の捕獲関係であります。私どもは寒河江の旧市内に住んでおりまして山に住所、居住地、それから耕作地をつくっているわけではありませんで、クマ、猿、シカなどの話を聞きますと対岸の火事、それから高みの見物などというような感じのする話でありますけれども、農業者の一人として、農家の一人として、対岸の火事、それから高みの見物では私はいられない心境であります。

市長は先ほど自己保全対策で鈴をつけて農作業に行くとか、それから看板等でクマ出没の注意を喚起する、そしてクマの出没が毎日出るものではなからうというような判断だと思っておりますけれども、耕作放棄地にはつな

がらないと、このような話のように私は受け取りいたしました。人間がクマよりも強ければそれで結構だと思っています。ムクドリやカラスのように農家が自衛手段でネットでもかければ対策化できるということであれば、今の農家の能力の範囲内では私は可能だと思っておりますけれども、クマになればちょっとわけが違々と、このように私は思う次第であります。

なかなか自然界の中でのクマの出没ということで、いろいろな問題につきまして難しいものだと思いますけれども、今寒河江市は 139.08 キロ平米の行政範囲、その大宗が山になっておるわけであります。大宗が山、数字で言うと大体 3 分の 2 ぐらいが山、このように理解をしております。今まではどちらかという醍醐の方でのクマの話であった中でありましてけれども、今回は中郷の方にも出たということで、クマが出てなかった地域に出たということで、地域の方々には驚いておるといことが私は実態だと思っております。

ひとつ、なかなか対策を講ずることは難しい課題だと思っておりますけれども、今後市町村合併も今進んでおる中で 1 市 2 町が、例えば合併した場合に、ますます山の面積エリアが拡大されると、このように思っております。そこまでの考え方は必要でないと思っておりますけれども、当面寒河江でできるようなことを、ひとつ前向きに市長から行政対応を今後期待したいと、このように思っております。

参考になると思っておりますけれども、8 月末から猟友会のメンバーで捕獲作業に入ったやに聞いております。なかなか捕まえることができないと思っておりますけれども、まずお話だけつないでおきます。

それから高額療養費の償還払い関係でありますけれども、先ほど 1 問でも申しあげました。13 市の市町村の中では最高の未申請者、そして償還払いの未払い金額が非常に少ないということで最高の対応だと、このように思っております。市としての償還払いの申請者に対するさまざまな対応は画一的でなくても私はよいと、このように思っております。医療費が高騰する今日、被保険者からもさまざまな医療制度を理解していただくという部分で、画一的でなくて寒河江は寒河江のカラーがあつて私はよいと思っております。

今、各地方自治体が比較対照されるような時代になってきたと。マスコミでさまざま各市町村の比較がなされる昨今であります。ひとつ、比較されながらも自信を持った対応と、このような見解であれば私はそれでもよからうと、このように思っております。ひとつ、私も自信を持って今市長が答弁したような方向の中で市民の方にも伝えていきたいと、このように思っております。

昨年の 10 月 28 日、緑政会報でこの老人高額療養費償還払いにつきまして、老人保健法が改正になるということで緑政会の広報誌に記載をいたしました。そういうことであつた関係から今回の質問をした中でありまして。なるべく緑政会の広報誌も市民に少しは周知する部分もあつてよからうということで記載をした関係上もあつて、ひとつ私も自信を持ちながら今市長の言った話を市民の方にもつないでいきたい。

ただ、なるべく申請者に不便を来さない方向の中で今後取り組んでもらいたいと、このように願う次第であります。

以上で第 2 問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 沼川の件でございますが、御案内のように、これは県管理の一級河川でございます。そして、改修も完了したわけございまして、そんなことでもう暫定というよりも完了だと、こういうように考え方がなってきたわけでございます。

それは、今も答弁申しあげましたように、河川の改修というのはやはり下流から改修していくわけでございます。そして、沼川にしましてもそのとおりやってきたわけでございますけれども、そういう中で沼川パイパスは完成して完全通水ということになったわけでございますし、今度は多自然型という方向での考え方で改修が行われるということに、国はもちろん国民の考え方もそのように変わってきておるわけでございますので、いずれにしましても改修が完了したというような判定といたしますか、になつてきておりますので、これからはやはり沼川を浄化する、あるいはそしてまた余りにも樹木が発生して、あるいは草が伸びておるといような状況ならばそれらを除去するといような方向で、河川の改修というのではなくて、そういう方向に持っていくということが考えられるのではなからうかなと、このように思っております。

したがいまして、県には話はしてみますけれども、やはりこれは無理な話だと、まずはほとんど受け付けられない話だなと、このように思っておるところでございます。

それから有害駆除の問題でございますけれども、サクランボ、リンゴ、ブドウ等の果樹に被害が多く発生しておるわけでございますけれども、被害のうち約 7 割がムクドリとスズメによるものでございまして、クマによる被害は昨年は白岩と醍醐地区に発生したわけでございます。ムクドリとスズメにつきましては、毎年春と秋に農家からの申請を受けまして、農協が主体となって猟友会の協力を得まして銃器による捕獲を行っている状況でございます。

クマのことでございますけれども、クマが人家近くや農地に頻繁に出没する、そして大規模な農作物の被害が発生して人畜も危害のおそれがあるといような状況になりますれば、そして捕獲以外に防止策がないということになりますれば、有害鳥獣としてのクマの捕獲を含めまして関係機関とも連携いたし、また地域とも一体となってこの被害防止に向けた対応をとるといことになるわけでございますので、これまたそのように御理解いただきたいと、このように思っております。

それから高額医療費の償還払いでございますけれども、1 問におきましても答弁申しあげましたように、1 年に 1 度でいいのではないかなと思っております。そういうことにさせていただきたいと思ひますし、それよりも初回のみでの申請でもいいのではないかといようなことも検討しておるところございまして、いずれにしましても該当者が高齢者なわけでございますので、足を運ぶことに不便を来すことのないようにと、こういう考え方でこの高額医療費の償還払いにつきましては対応してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申しあげたいと思ひます。

以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 3 問目になります。要望を一つ言わせてください。

沼川の河川改修につきましては、今の市長の話では話はしてみますけれども、県ではなかなか受け入れは不可能であろうと、このような話であった中でありますけれども、ひとつ市長、県の方の河川担当者と一緒になって、中向の組合も設立されておって組織化されております、それらの方々と年に通常時、それから異常災害時、年 2 回ぐらい現場を見てもらうように県の方にひとつお願いしてもらいたいものだと、このように要望をいたします。

それからクマの関係でありますけれども、平成元年から平成 14 年まで県内でクマが捕獲された数は約 2,200 頭だそうです。そしてクマの出没も隔年的な傾向があるようで、昨年が捕獲数が非常に少なかった。本年は捕獲数が非常に多い年であろうと、このような話もあるようであります。

質問を終わります。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 11 番、12 番について、20 番遠藤聖作議員。

〔20 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。私は日本共産党と通告してある諸問題に関心を寄せている多くの市民の声を踏まえて、以下質問をいたします。

最初に、合併問題について伺います。

このことについては、昨年来同僚議員も含めまして何度も一般質問で取り上げられてきました。重複や繰り返しを避けて質問したいと思いますが、事態の進展に伴って改めて取り上げなければならない課題や問題も出てきていることを了解いただきたいと思います。

ところで、この合併問題については6月議会でも指摘をしましたが、最初から唐突な印象と強引な進行が目についているところであります。それは政府が定めた合併特例法での特例債などの適用期限が2年後に迫っていることと無関係ではないと思います。このたびの市町村合併の推進が政府の危機的な財政事情からスタートしていることから、特例債や特別交付税などの金をちらつかせて、いわばエビでタイを釣る方式の手法が露骨にとられているからであります。

特例債などの特典は、合併後15年経過した時点で全くなくなります。現行交付税制度が存続する前提で見ますと、合併後の人口などの交付税交付基準で計算される交付税額は大幅に減額されてしまう、そういう事態を迎えてしまいます。いわば、国の財政危機のしりぬぐいを地方自治体に押しつけることで切り抜けようという意図が明白なのであります。いわゆるスケールメリット論などは、そのために採用された議論と言うしかありません。そうした政府の意図を敏感に察知しているからこそ、全国の町村長会や議長会が一致して強権的な合併推進や財政上の締めつけなどはやめるように決議を上げているのであります。

ところで、朝日町、西川町の両町では今回の合併問題について、6月議会でも申しあげましたけれども、法定協議会への移行前に住民のアンケート調査を実施して、最終的に合併に進むか否かを判断する。両町とも決定権を住民の、町民の総意にゆだねるということでは一致しているのであります。

一方寒河江市については、佐藤市長の6月議会での答弁では「合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていない」、また、アンケート調査についても「今後合併協議会が設立され、その中で現実的な合併後の将来像が示された段階で市民の意向を聞くことも考えられるが、6月の時点では考えていない」という見解でした。その根拠について市長は、我が国の地方自治制度が、公選による首長と議員による間接民主主義を基本としているからと説明をしています。

しかし、まず市長について言えば、直近の市長選挙では合併問題は公約にもなっていなかったし、市民の中で議論にもなっていませんでした。また、議員については今春の議会議員選挙直前の3月議会で施政方針の合併問題部分の差しかえという形で、議会開会直前に合併準備室を立ち上げるということが急遽発表されたということもありまして、定例議会では一般質問にも間に合わず、市議選で合併の是非を選挙広報などで取り上げた候補者は、数えたところ5人でありました。

さらに、間接民主主義について言えば、首長や議員に市の存続にかかわるような大問題について、どの程度決定権がゆだねられているのかということについては、制度的には議会の議決をもって可とすると言われていましたが、今日では必ずしもそれで十分とは言いがたい時代になっていると言わなければなりません。むしろ、住民の自治意識の高まりにつれて自治体の将来を左右するような大きな課題に取り組んでいく場合などは、意向調査や住民投票などの手法を採用する自治体が多くなってきていることも事実であります。

現に寒河江市でも、古くは全市下水道の導入の是非や駅前再開発について、最近では振興計画策定などの際に市民意識調査を実施して、市政の課題について行政執行と市民意識との間に落差や格差が生じないようにし

てきたという前例があります。無論、その前提として市民への情報提供は徹底する必要があります。それも行政側からの一方通行ではなくて、さまざまな角度からの情報提供がなければなりません。市報などには合併問題についての市民の声や投稿欄も設けるべきであります。佐藤市長は合併問題の市民との座談会を持って市民の声は聞いたということも言っていますが、参加者が全体で 300 人弱と少ないことや、参加者の顔ぶれなどその内容も吟味する必要があると思います。

また、任意協議会はこの間 3 回開催されてきましたが、徐々に朝日、西川両自治体と寒河江市との間で、合併協議の進め方についての認識の食い違いが表面化してきているように感じられます。その違いの中心点は、両町では最終的には住民に判断をゆだねたいとしているために、明確な意思表示がなかなかできないということがあります。一方、寒河江市は必ずしもそうは考えていないという、その大きな違いにあると思います。

市役所の位置や名称をどうするかという議論にしても、両町ではそこまで踏み込むことにためらいを持ちながらも任意協議会に参加している様子が見受けられます。西川町のホームページや町報では、その点について任意協議会に参加することになったからといって、合併ありきで参加しているのではない。合併したらどういふことになるかを検討するために任意協議会に参加しているのだ。並行して自立の道も検討しており、最終的には町民が決定するのだということ町民にきちんと説明をしています。

長い間、住民に親しまれてきた一つの自治体が消滅するか否かという、瀬戸際に立たされている人たちの立場に寄り添うことも必要なことと考えます。しかも、今回の自治体合併の推進が専ら政府の側からの財政上の都合で進められてきたことを考えればなおさらであります。

改めて寒河江市民に対して、この 1 市 2 町の合併について投票、あるいは最低でも大規模なアンケート調査を実施するなど、問いかける、意向を聞くという作業が不可欠であることを提案します。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 12 番について伺います。

去る 5 月 26 日の宮城沖地震に続きまして、7 月 26 日に発生した宮城県北部地域の直下型地震は私たちに大きな衝撃を与えました。特に、今回の直下型地震は、その被害の大きさや内容の点で山形盆地活断層を抱える私たちにとって人ごとでない事態だと思います。宮城県北部地域で 7 月 26 日未明から夕方まで連続して 3 回発生した最大マグニチュード 6.2 の直下型地震は、同県北部の 18 の市と町の自治体にわたって大きな被害をもたらしています。

その内訳は、負傷者が 675 名、住宅の全壊が 583 棟、住宅の半壊が 1,793 棟、一部損壊が 7,444 棟、合計 9,820 棟であります。しかも、火災が 3 件発生し、水道の断水が 1 万 3,721 戸、電気の停電が 11 万 5,000 戸。住宅を除く建物の被害が 3,222 ヶ所、道路の陥没など土木施設が 499 カ所、産業施設の破壊、あるいは損壊が 2,346 カ所、学校などの文教施設の損壊が 268 カ所、保健福祉施設、病院などの損壊などが 72 カ所に及んでいます。一般住宅を除いた被害額は約 300 億円に達すると言われております。

今回の地震発生のメカニズムについては、同地域には複数の断層が交差していて、最終的にはどの断層が動いたか断定するには現在のところまだ至っていないようではありますが、宮城県北部、石巻市周辺の河南町を中心に北東から南西方向に向かって直下型の逆断層が動いたということは確認されているということでもあります。

私は、先日地震の被害の一番大きかった自治体の一つであります河南町を視察してまいりました。町のいたるところに現在もお屋根に青いシートを張って雨漏りを防いだ住宅が見られ、傾いたブロック塀や急傾斜の崩落なども多く見受けられました。一見すると何ともないように見える住宅や商店も、玄関や入り口に行政の手によって赤や黄色の紙が張られ、何かと思って近づいて見ると「危険家屋」であるということの表示でありました。はりや柱などがずれていて、人が住むには危険な状態の家屋なのだそうあります。

多くの公共施設も被害を受けていました。断層の真上に位置していると思われる北村小学校というところでは、校舎が全壊、体育館も半壊状態で、厳重な立入禁止措置がとられていました。この最大の地震が午前 7 時

ちょっと過ぎだったということもありまして、子供たちがいないときの地震であったために救われたと思いますけれども、これが授業中や子供たちがたくさんいるときであったならと考えますとぞっとしたものであります。

案内していただいた同地日本共産党の阿部町会議員によりますと、これまで何度も議会で耐震調査の実施を要求したり、老朽化した公共施設の建てかえなどを求めてきたが、なかなか具体化しないうちに今回の地震が起こってしまったと言っていました。私は今回災害現場を調査してみまして、改めて防災対策の充実と地震に対する備えの重要性を実感してきました。

さて、寒河江市のことに戻って具体的に質問をしたいと思います。今回の補正予算で小・中学校の校舎の耐震調査について一部予算化されたことを私は歓迎します。早急に調査をし、必要な耐震構造への補強工事に着手されるよう強く願うものであります。しかしながら、これで十分とは言えないのであります。さらに対策を加速させる必要があることは言うまでもありません。

耐震調査が必要な施設は、学校に限りません。例えば保育所。特ににしね保育所の場合などは地盤調査も必要なのではないかと思えます。文化センター、市の庁舎、あるいは市が取得したフローラビルなどは耐震対策を盛り込まれた建築基準法の改正がなされた 1981 年以前の建物であったり、以後の建築物であったとしても民間の施設として建てられたもので、耐震構造がどのようになされているのかも判然としていないようであります。公共施設は大勢の市民が用事で訪れ、会議や集会などで利用することもあることを考えれば、すべての公共施設について調査の是非も含めて検討を開始して、具体的な調査計画を策定する必要があると考えます。この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、民間住宅への耐震調査への助成措置について伺います。

冒頭に紹介しましたように、今回の宮城県の地震では学校などの公共施設の破壊とともに、民間住宅の被害も実に数多く発生しています。予想もしなかった被害に、住宅の再建に手がつかず今も仮設住宅で生活している住民も大勢いました。河南町で住宅が半壊した佐藤太一郎さんという方と話すことができましたけれども、「仮設住宅暮らしも 2 カ月近くになって、6 人の大家族なのでもう限界だ」と言っていました。耐震調査など考えてもみなかったということでもあります。「今回の地震の被害に遭ってみると、前もって調査して補強工事をしておけばこんなに被害が大きくならなかったのでは」とも言っていました。

一方、政府はようやく重い腰を上げ内閣府として、震災で被災した住民に来年度概算要求として全壊家屋の再建に最大 200 万円、補修に最大 100 万円、賃貸住宅の崩壊で新たに賃貸住宅を確保する住民には最大 50 万円を援助する制度の創設を行うということを決定したようであります。また、宮城県ではそれに先立って全壊住宅の再建に一律 100 万円、補修に最高 50 万円を支給することを決定しているようであります。

しかし、一番肝心な被害の拡大を極力防ぐための対策、いわゆる住宅の耐震力の補強、強化については全く手が打たれていません。今回の宮城県北部地震でもまだ調査結果が出ていないので何とも言えませんが、事前に耐震調査を行い、補強工事を施していれば被害の拡大は避けられたと思われる事例が数多くあると思われるのであります。

市民の生命・財産を守るのが自治体の大きな使命であることを踏まえ、積極的な対策として個人住宅の耐震調査について助成制度の創設を検討すべきときだと考えますが、6 月議会に続きまして改めて市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第 1 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併問題でございます。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、新市の将来構想案の作成と 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成を主な任務として去る 7 月 1 日に設置され、今まで設立会議のほか 3 回の協議会を開催してきたところでございます。

その協議におきまして、議員は朝日、西川両町と寒河江市の認識の食い違いが表面化してきているのではないかなとおっしゃっておりますが、協議の中においていろいろな意見が出てくるのは当然のことでございます。意見が多く出るによりまして 1 市 2 町での認識の食い違いが表面化しているということには当たらないことございまして、それだけ真剣に議論されているということであると思っております。任意合併協議会の設立趣旨、任務についての規約は委員全員一致で決定しているので全委員とも認識が一致しているものと理解しております。

市民の意識調査についてでございますが、ことしの 6 月議会において議員から同じような質問がなされたわけでございます。そのときの答弁といたしまして、今の段階ではアンケート調査等の実施は考えていない旨答えております。

現在西川町と朝日町では、任意合併協議会で作成する新市の将来構想案、合併に関する協定素案と町独自に作成する合併しない場合の町の将来の姿を住民に示し、アンケート等を行って合併の是非を判断し、法定協議会に移行するかどうかを決定するという意向のようでございます。このことは西川町、朝日町の住民にとっては市と合併することになるので、なれ親しんできましたところの町の名称が消滅することになり、合併に対して期待と不安を感じているのではなからうかなとも思います。

また、合併しない場合に今後の人口減少や高齢化の進行によって、従来の行政サービスが十分に受けられるのかどうかというような、あるいは財政を乗り切っていけるのかどうかなどの不安もあるのではないかなと思っております。また、一方寒河江市と合併し、将来のこれら不安の解消を期待する向きもあるのではないかなとも思っております。

西川町、朝日町両町と同時期に市民の意識調査というようなことについて、再度実施すべきかどうかという御質問でございますが、市町村合併につきましてはこれまでも幾度となく市長としての考えを述べてまいりましたが、これからの市町村は広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、市町村合併は避けて通れない課題であると思っております。さらに、西村山郡における本市の立場、西村山地方の中核都市としての役割、いわゆる本市は西村山地方全体の発展を担う使命と責任があることから、西村山郡内で合併に前向きな町と合併を進めたいと申しあげてきました。このことについては、各地区で行った座談会でも、議会でも申しあげておりますし、また、合併に関する話をする機会にも常に申しあげており、御理解をいただいているものと思っております。

また、任意合併協議会設立後に開催されました協議会の中で、新市の事務所の位置は当面は現在の寒河江市役所とすることが決定されたように、1 市 2 町が新設合併しても人口規模、都市的形態などからいって寒河江が核になることはだれでもそのように思うことと思っております。寒河江市は合併後も市のままでございまして、住民にすれば合併前と合併後の日常生活において、さほど大きな変化を感じないのではないかなとも思っております。

このようなことから、寒河江市民と西川町、朝日町民とでは、合併に関しての住民の置かれている状況が大きく異なっているものと思っております。これらのことから西川町、朝日町が住民アンケートなるものを実施

するからといって本市でもアンケート調査等の実施をするというようなことは、現時点では考えていないところでございます。

次に、震災対策につきましてお答えいたします。

本市で所有する公共施設、公用施設は膨大な数となっておりますが、耐震上で考慮しなければならない施設は、一つには建築基準法に基づく旧基準、いわゆる 56 年 5 月 31 日以前の基準でございますが、その旧基準で建築されたもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律により特定建築物とされているもの。二つ目としましては、市の防災計画で避難場所として指定している施設で、同様に旧基準で建築確認された施設。これらが耐震調査の主たる対象施設となります。

一つ目の本市所有の特定建築物は、学校関係では寒河江中部小学校など 7 校の校舎 10 棟、市営住宅関係ではひがし団地の 4 棟、それに市役所庁舎となっており、全部で 15 棟となっております。また、二つ目の避難施設については、学校の体育館や中央公民館、地区公民館、市民体育館、各保育所など 17 棟となっております。

これらの施設の耐震化の規定についてでございますが、特定建築物については法では耐震診断、耐震改修に努めることとされており、義務化されているものではなく、また、避難施設についても義務規定がないものでございます。本市においても、これらに係る耐震診断につきましてはこれまでも実施してこなかったのが現状でありますし、平成 15 年度の当初予算においても耐震診断関連の予算は計上しなかったところでございます。御案内のことかと思います。

しかし、文部科学省の学校施設耐震化推進指針が 7 月に示され、説明会は 7 月 29 日であったわけですが、また、学校施設は地震発生時に地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、今議会において小中学校の耐震化優先度調査費を補正予算に計上したところでございます。御案内のとおりでございます。

耐震化優先度調査は、建築年やコンクリートの強度、老朽化の状況、想定震度等によって建築物の耐震度を簡易に判定するための調査でありまして、危険度、緊急度などのランクを設定し、どの学校から耐震診断を実施していくか、その優先度を調査するものでございます。このように公共施設の耐震化につきましては、まずは市内各地に満遍なく配置されており、避難場所ともなり得る学校から手がけ、今申しあげた優先度調査を順次実施いたしまして、財政状況を見ながら 2 次診断へと進めていきたいと思っておりますのでございます。

それから、民間住宅に対しての対応と、こういうことでございますが、お話もございましたように、去る 7 月 26 日に起こった宮城県北部の地震は震度 6 強、弱の地震が 1 日に 3 回も起きまして、阪神淡路大震災をはるかに上回る地震観測史上最大であったと言われております。その地震では住宅の全壊が 218 棟、半壊が 1,180 棟、重軽傷者 628 名、幸いにも死亡者はいなかったと報道されております。また、倒壊のあった建物は地震基準が大幅に改正される前の昭和 56 年以前に建てられた木造建築物に多かったとも聞いております。

地震による建築物の被害を最小限に抑えるには、建築物ががけ地などの危険なところに建てられている場合は早目に安全な地域に移転すること。安全なところに建てられている場合であっても、耐震性の高い建築物であることが重要であると考えております。

御案内のとおり、市ではがけ地に住んでおられる方に対しましては、がけ地危険住宅移転事業として補助することにより、安全な地域への住宅移転を奨励しているところでございます。

それで、個人住宅への耐震調査に対するところの対応でございますが、国では住民が直接耐震診断士に依頼した場合や、県あるいは市が民間の木造住宅の耐震診断実態調査をコンサルタント会社などに委託した場合の経費について補助する制度を創設しております。

この制度の県内の取り組みにつきましては、今年度初の試みとして、県が事業主体となって耐震診断実態調査事業を実施する予定であると聞いております。その実施方法は、住宅密集地区を指定し、一戸建て住宅 100 戸の耐震診断をコンサルタント会社に委託するというものであるようでございます。

また、国と県では住民への意識啓発の一環として「わがやの耐震診断と補強方法」についてのパンフを作成し、専門的な知識がなくても今住んでいる住宅が地震に対して安全かどうかを、簡易な診断方法により知ることができるようにしております。

本市におきましても、耐震診断に関するパンフレットを住宅フェア開催時などに配付するなどしまして、これまでも市民に対して啓発を行っているところでございます。御案内のように、本市には建築士会などの建築関係 11 団体で構成する寒河江市住宅建設推進協議会がありまして、その協議会の活動の一つとして毎年住宅フェアが開催されております。今年度は 10 月 25、26 日に開催する予定になっておりますが、初の試みといたしまして、昭和 56 年以前に建築された住宅を対象に市民の応募に対しまして住宅無料耐震診断を企画していると聞いております。

詳細につきましては、今後の住宅フェア実行委員会で決定されるものと思っておりますが、現在のところ構成メンバーである建築士会西村山支部の会員の皆さんや、県の建築担当職員の専門的立場の方々によりまして、簡易な診断方法であります。住宅無料耐震診断を実施するものと聞いております。このような専門家が自主的に対応していただくことについて、私といたしましても非常にタイムリーで積極的な取り組みと考えているところでありまして、今後とも継続していただければなと思っております。

したがいまして、住宅の耐震調査につきましては、耐震診断に関するパンフレットによるところの市民がみずから行う方法と、住宅フェアによる手法で対応してはと考えておりますので、耐震関係に対する助成制度というものについては現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 11 時 10 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 今回は、市民に意向を聞くべきではないかという点に絞って質問をしたわけでありませけれども、寒河江とほかの 2 町の合併にかかわる立場や影響が違ふというふうな説明で、寒河江は合併しても基本的には変わりはないのではないかと、だから住民に意向を聞く必要や、あるいはアンケート等をとったりする必要はないのではないかというふうな概略説明でありました。

ところが、これも以前から問題になっていますけれども、交付税が合併後の人口や、あるいは面積等にかかわって、道路の延長とかいろいろなものがありますけれども、そういうのかかわって大きい人口の自治体になりますと、基本的には計上分の交付税や事業費に対する補正率が変化してくるわけでありませ。これが 1 市 2 町の場合は合併した場合はどうなるのかということに関しては、寒河江、西村山の合併を考えるというので出した資料によりますと、補正係数が想定できないので寒河江市の補正係数を使ったというふうな説明をしています。測定単位の数量と補正係数がよくわからないというふうな説明でありました。

寒河江市の補正係数を使って 11 億円の減収になる、交付税の減額になるというふうな説明なされています。これは人口でいきますと天童市などとほぼ同じようなまちになっていくというふうなことが考えられますけれども、それでも 3,000 人ほど天童の方が多いんですけれども、それから面積は天童の方が半分ほどになりますので単純比較はできませんけれども、計上分の普通交付税については、天童は 42 億円であります。42 億 7,600 万円ほど、14 年度の決算の合計でこの数字が出ていますけれども、寒河江市分にも満たないというふうなことになります。

要するに、国のねらいが自治体を減らして、手間のかかる自治体については交付税を節約しようというふうな発想があるものですから、そういうふうなことになるんですけれども、もし、寒河江、朝日、西川が合併した場合に適用される、一つは事業費補正は幾らになるのか。どういう補正係数を使うようになるのか。それから臨時財政対策債などについても補助負担額が違ってくるわけですね。人口規模、あるいは自治体規模によって、そういう分はどういうふうになっていくのか。今の寒河江市と同じような係数が使われるのか、それはわかりませけれども、それをお聞かせいただきたい。

いずれにしろ、自治体規模に応じて、大きくなればなるほど交付税額は少なくなるという仕組みが今交付税制度全体の仕組みでありませ、これは合併しようがしまいが同じなのであります。それで、大きくなれば減収するというのが特徴でありませ、そういう財政面での大きな負担が将来出てこないかという懸念があるわけでありませ。だから、寒河江市は合併しても変わらないのではなくて、いわば西川、朝日も巻き込んだ形でその財政的な減少分を担っていくというふうになるわけですから、交付税についてですけれども、そういうことなので市民にとっても無関心ではない。

それから合併特例債をどのような形で使われていくかという問題もありませ、これも 3 割の財政負担が当然伴ってくるわけですから、そういうものの活用の方法等々が依然として示されていませないので、心意気というのはわかりますけれども、一つ一つそういう点をクリアしないと、しかもその問題については市民に対する説明もないといけなではないかというふうに思います。

それから自立の道を歩むことを決めた白鷹町や大江町、大江町は 1 万を超えていますけれども、白鷹町などは 1 万を割っているわけですね、1 万は超えているか。その中でも、1 万を切っている自治体でも合併しないということを県内の自治体の中でうたった自治体も幾つか出てきています。あるいは合併協議会に参加したんだけれども、途中で脱退するというような自治体も出てきておりませ、例えば飯豊は 1 万を切っていますね。それから鮭川、5,900 です。舟形、6,900、戸沢、6,000 というふうな、真室川なども 1 万すれすれ、あるいは金山などもそうですけれども、そういうふうな自治体も今回の特例期限の 17 年には合併しないという基

本的な立場を打ち出して頑張っていこうというふうになっているわけですが、県内でもそういうふうに合併に対する対応がさまざま分かれているわけです。それで西川にしる朝日にしろ千々に乱れているというのが実態ではないかというふうな気がするわけです。

それで、任意協議会についても大いに議論する場として参加していこうというふうな点ではあるわけですが、同時に一方では当然自立していく道も模索しようというふうなことで、いわば町政の執行部にしても議会の多くの議員の人たちも、いわばどっちを選択するかということでは非常に迷いのある時期に今差しかかってきているのではないかというふうな気がします。そういう意味では、最終的には住民に判断してもらうという姿勢をとっているのはうなずけるわけですが、寒河江市だけが圏外にあるという指摘はやはりどうも当たらないような気がします。そこら辺、再度もう少し明快な形でのお話をお伺いしたい。

そして、これまで議会や座談会等ではしゃべってきたし、そういう市長の考え方も打ち出してきているので問題は無いのだというふうな、それだけでいいのだろうかというふうなことを今回取り上げたわけでありまして、改めて総意で進んでいくと、市民の大多数がそういう方向に行きましょうという気持ちが判然とした段階で私たちも当然それは支持し従っていくわけですが、そういう点での民意の所在がまだ確認されていないというのが現実なのではないか。

それは確認されているんだという意見もあれば、もう心配ないんだというふうな意見もあると思いますけれども、いかんせんそれはその人たちの周辺にいる人たちの声でありまして、全体として、市民全体がどう考えているかという点での意思の確認はとられていないわけでありまして。そういう点で最低限意識調査、意向調査、さっきも言いましたように振興計画などをつくる時は毎回とりますよね、意向調査、意識調査をやります。私も経験ありますけれども、駅前開発やるときにも1回アンケートやりました反対が強く断念したといういきさつもあります。そういうふうな住民の意識に離れたところでの行政執行ではなくて、意向を確かめながら前進するというのが執行者としての役割、責務なのではないか。一步間違うと、これをやらないと独裁になってしまうわけです。そういう点では十分配慮した進め方をしていただきたいという立場からの意見でありますので、ぜひ検討していただきたい。

それから震災ですが、一般論として私はこの震災対策を取り上げたのではありませんで、過去3度もこの問題を取り上げてきましたように、私たちの足の下には山形盆地活断層が最大7.8のマグニチュードの地震が発生するかもしれないというふうな国の研究所の調査結果を踏まえて指摘しているわけでありまして、この県が発表したマニュアルによりますと、震災が起ると山形県はどうなるかというふうな調査結果なども出ておりまして、死者まで出るというふうな調査結果が出ています。死者が2,100人、発生する時間とか時期なども関係あって、これはひとり歩きすると大変なことになりますけれども、被災者が21万、火災が840戸、断水なども半分以上の世帯で断水、あるいは停電するというふうな想定が、県が発表した想定の数値があります。

実はこの活断層は、今回起こった宮城県北部地震の活断層と同じ性格のものなんです。いわゆる逆断層で直下型。そういう同じ性格の断層、しかもこの断層の調査は十分やられていなかったんです。今回、全国でやられた調査、山形県の山形盆地活断層も正確にそれをつかめたのもその調査がやられたからでありますけれども、その調査がやられてなくて、いわば不意打ち的に起こった断層のずれであります。そういう意味での被害も大きかったし、備えもなかったということがありますけれども、この山形の場合はそれがわかったわけですから、わかった上での対策というのは宮城県よりも進んでやらなければいけないというふうには私は思います。

特に、今回全国の学者が発表していますけれども、今は地震の活動期に入った日本列島ということが指摘されています。ひょっとするとマグニチュード8クラスの地震が全国で起こる可能性がある。しかも、その大きなスポットが東北地方にあるというふうなことも指摘されています。それぐらいまで、ほぼ煮詰まってきたわけですので、ぜひ特色ある対策、しかも住民の不安が取り除かれるような対策をとっていただきたいとい

うのが私の提案であります。

最低、学校はやらなければいけないですね。それから 1981 年の新建築基準法の耐震を義務づけた基準法以前と以後ということが、私も言っていましたし、みんなも言うわけですけども、実は今回河南町を見てきて、それとは関係ないところでの被害も多数あったということも見てきて初めてわかりました。

例えば、さっき言った北村小学校というのが全壊しましたけれども、これはかなり旧の木造校舎です。ところが、そのすぐわきに中学校が昔建ってしまっていて、統合によって空き地になったところにその校庭に特別養護老人ホームが建っていました。これは平成 4 年に建てられた建物、平屋であります。これがバリアフリーでつくられた近代的な特別養護老人ホームでしたけれども、使いものにならなくなっているんです。地盤が浮き上がったたり割れたり、あるいは壁にひびが入ったり。直下型の特徴なんだそうでもありますけれども、やはり地盤対策もあわせてやらないと、上物の建物だけの耐震構造だけでは対応できない、そういうことがわかったんだそうあります。

そういう意味で、特に直下に近いところにある公共施設、あるいは民間住宅についてはやはりかなりの対策を施さないともまずいのではないかと。これは住んでいる人の命や財産にかかわる問題ですので、やはりこれは真剣に行政としても取り組んでいくべきではないかと。そういう意味での、最低でも耐震調査の取り組みは加速させる必要があるというふうに私は思います。

住宅フェアで建設関係の業者さんが無料で診断をするというのは大変な朗報であります。これは大歓迎でありますけれども、住宅フェアだけでなく、もしできれば恒常的にそういうことができるようなシステムができれば大変助かるわけで、そういう方向への進化も行政のお願いによってやれるのではないかという気がしますけれども、ぜひそういう方向に向かって進んでいただきたいというふうに思います。

あわせて、関連しますけれども、防災マニュアルをやはり早急に、震災用の防災マニュアルをつくる必要がある。河南町の場合は、災害後の残土の捨て場に大変困っていました。そういう、いわば案外気がつかないようなことですが、そういう場所の確保などもあらかじめ想定をしておく、そういう取り組みなども実にきめ細かな対策が必要だなというふうに思いました。あわせてホームページなどにもその具体的な対策が載っておりましたので、ぜひ当局の方では見ていただきたいなというふうに思いますけれども、そういう取り組み、さまざまな取り組みがありますので、ぜひ防災マニュアルを早期に完成させていただきたいというふうに思います。

以上で第 2 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろございましたが、まずは合併しても交付税はそんなに多くならないのではないかと、メリットはないのではないかとこういうような話でございますけれども、これまでの交付税のあり方、いわゆる人口段階補正、あるいは事業費補正というようなことに算定されてきておるわけでございますけれども、特にこの人口段階補正におきましては、これまで交付税制度のこの調整機能、保障機能という面から見まして、人口の少ない小規模の町村が有利にやられてきたわけでございますけれども、これからの三位一体やらあるいは構造改革という中では、ますますもってこの小規模の町村というものは交付税において不利な状況になってくるのではなかろうかなと、こういうふうに思ってくるわけでございます。

それにおきましては規模の大きさというようなことは、やはりこれからの合併におきましても当然考えていかなければなりませんし、あるいはまた、やはり交付税とか特例債というだけではなくて、なぜ合併しなければならないのかというようなことを、やはりあるわけでございますので、広域的な処理の仕方、あるいは地方分権の中で自立していかれるような自治体というものが望まれておるといようなこともあるわけでございますし、そしてまた、財政的な分野というようなこともあるわけでございますし、さらに加えて少子高齢化の中でいろいろ高齢化の進展に伴いまして福祉面、あるいはあらゆる産業構造面、あらゆる面で重荷になると。でしたらば、公共サービスをこれまで以上に維持していくということになりますれば、やはりそれなりの自治体なりの構造改革なり、あるいは効率的な財政運営、行財政運営というものを進めていかなければならないわけでございますから、単に交付税とか特例債というだけの問題ではなかろうかなと、このように思っております。

そういう中での特例債というものの使い方というようなことが話ございましたけれども、これからいろいろ協定項目 26、それから事務事業 1,400 あるわけでございますけれども、そういうものを詰めていくということでこれからの新しい地域のビジョンというものが、これが出てくるのだろうとこのように思っております。

住民に対しましても、やはりこういう協議会の進捗状況に応じて協議状況、そしてこのビジョンというものが示されるということになりますれば、合併に対するところの御理解というものも深まってこようかなとこのように思っております。

西川、朝日にしましても、前回の協議会におきましては 17 年 3 月をめどにしまして、それを目標、期限内に合併ということをはらんでいくんだということには何も異論がなくて進んでおるわけございまして、ですから第 1 問でも申しあげましたように、いろいろな議論がある、これは当然だろうと思っております。いろいろ、1 問でも申しあげたように、これは思惑があり議論が重ねられるわけでございますけれども、そういう中で将来のビジョンというものが一つ一つ詰めていくことによりましてなお一層の合併に対するところの理解というものが決まっていくのだろうと、このように思っております。

そういうことで、アンケート云々というようなことを再度のお尋ねでございますけれども、1 問でお答え申しあげたとおりでございます。現在のところ実施するという考えはございません。やはり合併するということでの、合併に向けての情報提供というようなものをより一層することによりまして御理解が深まるということもございましょうし、あるいはまた首長にしましても、あるいは議員の立場におきましても、やはりこういう住民の方々をリードしていく、あるいはいろいろな立場からお話を申しあげてリードしていくということも、これも必要だろうと、このように思っております。

それから震災対策の問題でございますけれども、恒常的なシステムというようなことを考えてはどうかとか、あるいは防災マニュアルということでございますけれども、まずはこの特定建築物、あるいは避難場所としての公共施設ということについての第 1 歩を踏み出して現在補正予算にも計上しておるところでございますので、そういう中から今後なお一層優先度調査ということになってきておるわけでございますけれども、それが

今度はさらには第2次診断ということに入ってくるのではなかろうかなと、このように思っておるわけでございます。

民間につきましても、先ほど答弁申しあげましたように、民間のお力をかりてそれをやっていって、あるいは市の広報等々のPRしていくことによりまして、やはり地震に対するところの喚起というもの、あるいは自分の建物、住居、そういうものに対する理解と認識というものを市民一人一人が持っていただくということにもつながっていくだろうと、このように思っておるところでございます。以上です。

防災マニュアル等につきましては、担当の方から申しあげます。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 防災マニュアルの件について、お話がありましたのでお答えします。

前の議会でも防災マニュアルについては自主防災組織や地域活動団体や消防団など、いわゆる災害に、より詳しい経験のある方々をメンバーとして、それらの意見を取り入れながら防災計画マニュアルをつくっていきたいということをお話ししたところでございます。

今それらの準備を進めているところでございまして、内容としては議員さんがおっしゃる地震災害に限らず、自然災害についても災害が起きる時間帯、通勤途中とか、あと職場や学校にいる場合とか、冬とか、夏とか、季節ごととか、いろいろなことが想定されます。それぞれの事態で自分と家族、また周囲に何が起きるかなど考えられるもの、そして災害対策として何をなすべきか、何が不足しているのかもみずから考えて災害に備えられるようなことも含めながら防災マニュアルをつくりたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

時期的には、できるだけ早い時期につくって全世帯に配布したいというふうに考えているところです。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 先ほど、自立の道を歩んでいる県内自治体の中で舟形町ということを紹介しましたがけれども、これは間違いですので訂正させていただきます。舟形町だけが新庄と合併を志向しているということで、逆でしたので訂正します。

それから、聞きたかったのは、私もわからないので聞きたかったんですけども、いわゆる想定される合併後の自治体になった場合に、補正係数がどのようになるのかということを知りたかったんです。現在、寒河江市が今回発表したテキストによりますと、これは寒河江市の補正係数を使っているというふうな説明でしたのでわからなかったんです。それで、同じ係数だということであればそれで結構ですけども、それから事業費補正などはどうなるのかと。人口によって幾つかの段階に分かれているようなので、それをお聞かせいただきたかったと。

天童市の場合は、財政力指数が非常に寒河江より高いですね。10 ポイントほど高いので単純に比較できませんけれども、そういう交付税額しかもらっていないというふうな実態もあるので、ちょっとお聞きしたかったということなんです。別にどうのこうのということではなくて、合併後の自治体の姿として、実態がどうなのかお聞きしたいということです。

それから、寒河江市が合併することによっていやでも応でも、例えば今回のケースですけども、西川と朝日を合併することによって行政の形態が当然違ってきます。拡大されるし、当然議員も減る、職員も減る。そういう中で、当然行政の対応が違って来るわけで、決して寒河江市が同じになるというふうには思えないのです。それで、夢とロマンを語れというふうに市長は言います。それも結構です。当然それも語らなければいけないし、想定の中にそのことも含めて検討していかなければいけない、これも当然です。ですけども、あわせてその後の形態、行政のスタイルがどうなるのかということは当然、冷静に見なければいけない。そういうことを私は言いたかったわけでありまして、むろん先ほど言った事業費補正などが違ってくれば当然交付税も減額するということもあるわけで、そこら辺がはっきりしない状態で市民にそのことも伝わらないで行くというのであれば、これは問題だというふうに思います。

先日の給食の問題などもありましたし、行政のサービスに格差があって構わないのだというような答弁でしたけれども、これは経過措置としての3年間とかいうのとは違う考え方なのかなという気がしましたけれども、果たしてそれで合併の意味があるのかということさえうかがわれるような答弁でしたけれども、別に協定項目の中に入っていないというだけで、実際には審議しているのかなという気もしますけれども、依然そういう問題があいまいなまま進行しています。そういうことなどもありますので、ぜひはっきりとした考え方を打ち出していきたい。

それから、防災については、例えば住宅フェアのときだけではなくて、恒常的にそういう、当然それは業者の皆さん方のメリットにもつながるわけで、補修工事などにもかかわってきますので、そういうお互いの利益も考えながら恒常的な受け皿、無料調査の受け皿を制度化したらどうかというふうな気がします。それについてもお話がありませんでしたので、改めて答弁をお願いしたい。

それから防災マニュアルについてはできるだけ早く完成して、不十分な点があれば、どんどん直していけばいいわけです。それを市民に公表して、そして協力してどんどんよいものにしていくということで、心待ちにしている一人でありますので、ぜひ早く発表していただきたいなというふうに思います。

以上で3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 現在、任意協議会におきまして、御案内のように、合併の基本的な四つの項目の中での議論が進められて、これまでの段階におきましては、まずは原則的なことにつきましての一致というのを見て、そして一つ一つこれからまた進んでいこうと、こういうことになるわけでございますが、議論がいろいろ出ると、これは当然だろうと思っておりますけれども、先ほども話がありましたように、やはり議論が出るということはそれだけ合併に対してのといいますか、熱意を持って取り組んでいるということだろうと、このように思っております。

そういう意味からもこれから 26 項目、そして 1,400 事務事業等々について具体的なことにつきまして協議が進められていく中で、新しいところの市の姿というものがおいおい見えてくるし、あるいは住民がそれぞれ関心のあるようなことにつきまして具体的に提示されるということになるとこのように思われるわけでございます。そうしますと、やはりどうのこうのというようなことが、合併に対するところの御理解というものがなお一層深まっていくだろうと、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。そういう状況をこれからもつくりながら、対処していこうと、このように思っております。

それから人口段階補正あるいは事業費補正、これは現在のところどういう方向に進むのかなというようなことは未定だろうと私は思いますが、なお担当の方からも答弁させますが、これは今の段階でどうのこうのという一言には言えないのではなかろうかなと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 交付税で、合併した場合の各種補正係数の御質問がございました。

合併するしないにかかわらず、交付税の算定に用いられるこの各種補正係数等については、固定された係数ではございませんので、毎年毎年変わる可能性がございます。したがって、翌年の交付税の算定を正確に行うことはできないということでございます。したがって、合併した場合の……14年度は14年度で国で示されたもので正確に計算しています。したがって、合併した場合の1市2町の交付税の算定の補正係数というのは、合併した年の国の基準によって算定をされるということございまして、この資料ではそういうことで正確に算定できないので、寒河江市の現在の補正係数をもって算定をしたということにつけ加えておきました。

なお、合併しますと10年間交付税の再算定がございますけれども、それは毎年毎年合併した場合の額と合併しなかった場合の1市2町の個々の再算定をやって、その差額を保障するという制度になっております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 13 番、14 番について、8 番石川忠義議員。

〔8 番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は緑政会の一員としてこの質問に御意見をくださいました市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

今年の夏は、予想だにもしなかった冷夏に見舞われ、農作物の収穫が懸念されます。過日のマスコミ報道では低温や日照不足が続き、全国の作況指数は 94、大冷害に見舞われた 1993 年以来の不良と報じられております。本県は 98 のやや不良で、東北地方では作況指数 100 の秋田に次いで高い数値になっておりますけれども、しかしその後の天候の回復は思わしくなく、特に標高 250 メートル以上の中山間地域の収穫が懸念されておりますけれども、今後の天候の一日も早い回復を望んでおるところであります。

それでは、まず通告番号 13 番、花咲かフェア IN さがえについてお伺いいたします。

昨年の第 19 回全国都市緑化やまがたフェアが大成功に終わり、その余韻もさめやらぬことし花咲かフェア IN さがえを開催し、短い期間ではありましたが、予想以上の 15 万人以上という大勢の入場者の方が訪れてくれました。ここに至るまでには市民及び各界、各層の甚大な御協力と御理解をいただきました。フラワーロードの植栽及び草取りのボランティア活動、グラウンドワークによる地域の環境整備、クリーン作戦における小学校から老若男女の献身的なボランティア活動、いわゆる奉仕活動が本市では定着してまいりました。

ボランティア活動については、当初参加しない方も見え隠れすることもしばしばありましたが、今ではほとんどの家庭から参加していただくようになりました。いわゆるボランティア活動が本市市民にとって積極的に参加をするという市民感情に育ってきたと思っております。これも長い時間をかけて市民感情としての盛り上がりやを少しずつ育成してくれた各町会長さん初め多くの関係者の努力のたまものであり、敬意を表します。そのことが教育関係にも大きな刺激を与え成果を上げていますし、何よりも児童生徒がのびのびと学校生活を送っているあかしでもあり、少年の非行がだんだん低年齢化している現状で本市で行っている政策、また教育委員会で実施している施策が功を奏しているというように思われております。

話は変わりますけれども、どうこう私から申しあげるつもりは一向にありませんが、ある市では昨年から本市で長年苦勞して育ててきたさくらんぼ祭りのさくらんぼ種飛ばし大会、さくらんぼマラソン大会を本市と同一日にやり出しました。今、地方分権の中で自治体の創意工夫が叫ばれ、自立と独自性が求められております。

本市では第 3 次振興計画では情報に強いカラフルな都市寒河江の建設に向けてさくらんぼにこだわったまちづくり、定住と交流をテーマにしたまちづくりを行い、日本一さくらんぼの里をつくり上げ、着実にその名を全国に寒河江市の名声をとどろかせてまいりました。第 4 次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江が始動し、「花・緑、せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに美しい町並み環境と、すばらしい市民同士の交流ができました。その結果、内閣総理大臣賞を初め、数々の賞をいただき緑化フェアの開催にたどり着いたわけであります。

また、無登録農薬の使用もなく、さくらんぼ盗難もありません。ある市ではブロンズ像からさくらんぼの実、葉っぱの盗難があったとき 100 万円もかけて盗難カメラを設置して監視したことです。私は本当にびっくりさせられました。本市にもたくさんのブロンズ像とか彫刻物がありますけれども、だれ一人としていたずらする人はおりません。反対に、汚れているとその汚れを落としている市民の姿をときどき見受けられます。街路にさくらんぼの鉢植えを置いても一粒たりとももぎとる人もいません。さくらんぼ憲章にもあるように、公共物を大切に、愛情を持ってまちづくりに取り組んでいる姿に、私は本市に大きな誇りを持っている一人であります。それは、市民の皆様が行政を信じ、行政も市民を信じてお互いに相互理解があったればこそと思うわけであります。

市長は全国市長会で発行している機関誌の中で結びに「これまで進めてきたまちづくりであり、これからも一層強めていくのが日本一のさくらんぼの里づくり。花・緑、せせらぎで彩るまちづくりである。この原点は幼いころの原風景にある。これはまたふるさとを恋するすべての人の心の原風景ではなからうか」と結んでおります。本市のまちづくりの原点がここにあると思われませんが、これまでの経緯の中で市長の御所見をまずお伺いいたします。

次に、ことしから毎年花咲かフェア I N さがえを開催する計画を打ち出しましたが、前にも述べましたが、大変な盛況でした。開催中、入場者にアンケートを依頼しておりましたが、どのような内容でどのような結果が出たのか、反省点はどうだったのか、お伺いいたします。

また、緑化フェア、花咲かフェア I N さがえはさくらんぼの真っ盛りに開催されました。その相乗効果によって観光さくらんぼ園も他市町村より多くの入園者をいただいております。経済的な効果も上げております。よって、花咲かフェア I N さがえを定着させ、ますます盛り上げるために何か一緒にイベントを開催してはどうか。例えば全国の露天商の方に集まってもらう、いわゆる露天商大会。また、全国のちんどん屋さんを集めて大会をするとか、今回も大人気の大道芸人大会等、全国規模の催しをして新しい寒河江の顔を全国に発信し、本市独自の揺るぎない花咲かフェア I N さがえの催しが経済的効果をより高く上げることも一考と思われませんが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号 14 番、2004 年、平成 16 年の市制施行 50 周年についてお伺いいたします。

まず、2004 年に市制施行 50 周年を迎えます。過去、日本経済が大きく飛躍したのは明治維新後と第 2 次世界大戦後であると言われております。その際、明治の市町村大合併や昭和の市町村大合併が行われてきました。内政改革としての市町村の再編は単なる行政の枠組みの変更にとどまるのではなく、社会経済的に各分野において多面にわたって大きな影響を与えて今日に至りました。昭和の大合併では、人口 8,000 人を標準とし、昭和 28 年から 31 年にかけて合併を推進、全国の市町村数を 3 分の 1 にすることを目指し、その結果全国で 3,500 の市町村になったことは御案内のとおりであります。

本市では、昭和 29 年に 1 町 4 村の合併により寒河江市が誕生し、同年に 1 町 1 村が寒河江市に編入され、その後河北町との境界変更を経て現在に至っております。このように、2 町 5 村が合併したからこそ、いろいろの政策を立案し地域の発展と市民の福祉向上のため実現に向けてまいりました。さきにも述べましたように、昨年行われました緑化フェアについても、県都を離れ本市が主会場になったことも大きな成果であります。

駅前中心市街地整備事業による駅前活性化対策、寒河江駅移転による南北道路の直線化、フローラさがえの新設、チェリーランドの建設、二の堰親水公園の設置、内回り環状線の具現化、また教育面では中学校の統合、小中校の校舎の改修、福祉面ではハートフルセンターの建設等、また高速道路を中心としてハイウェイオアシスの設置、工業団地の整備等着実に本県の中核都市になってまいりました。

まだまだ言い足りないことがたくさんありますが、50 年前合併したからこそ今の本市の姿ができたものと多くの市民が確信しております。このことについて市長の御所見をお伺い申し上げます。

次に、市制施行 50 周年の記念事業についてお伺いいたします。

この質問は、平成 14 年 3 月議会で「50 周年を記念して市民歌を制定しては」との質問に市長は「50 周年記念の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討したい」と答弁しております。私は現在 1 市 2 町による任意合併協議会が推移している中で、2 町 5 村の合併があったらこそこのすばらしい寒河江市ができたことを、ぜひ関係市町の住民の方に知っていただく好機でもと思います。

20 世紀の後半世紀を費やして本市のまちづくりが行われたわけですが、今度は 21 世紀の前半世紀に向けた内政改革を引き続き行い、限らない行財政の改革をしなければなりません。実行委員会をいつごろ立ち上げ、どのような記念事業を考えているのかをお伺いし、第 1 問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市のまちづくりの原点についての所見ということでございますが、議員は全国市長会で発行している月刊誌のこししの 8 月号に私が投稿しました「こころの原風景とまちづくり」を見ての御質問かと思われませんが、全国市長会から 8 月号への投稿依頼があり、私はこれまでのまちづくりの原点について随想的にまとめて投稿したものでございます。

これは幼いころからの心の原風景が我がまちづくりの理念の根底にあって、現在に生きているということを書いたものであり、また、生まれ育ってきたところのふるさと寒河江の自然や果物というものが心の支えになっており、それが市の市政の中に息づいているということでございまして、現在ようやく国や地方公共団体の施策を見ましても景観とか風景というふうに着目してきておりますが、農村の景観、風光のすばらしさは今の時代において最も欲しいところのものではなかろうかなというような気持ちでございまして、

明治以来の特産物として誇っていたさくらんぼに注目いたしまして、減反地に転作作物として奨励し、日本一のさくらんぼの里づくりとしてさくらんぼにこだわったまちづくりを積極的に推進してまいりました。その一つのさくらんぼのテーマパークとして建設しましたチェリーランドは、年間 160 万人もの観光客が訪れております。また、第 4 次振興計画では、御案内のように「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズにまちづくりを進めてまいりました。さくらんぼや桃、菜の花、レンゲソウが咲き誇る三色の花の里、国道 112 号の沿線のフラワーロード、転作田を利活用したコスモスやソバの花、各施設や道路への飾花、植栽などに見られるように市民挙げての花と緑のまちづくりに発展してまいりました。

また、カワセミや小鳥たちが集うところの二の堰親水公園や蛍の飛び交う田沢川など、市民のグラウンドワークの手法によるまちづくりも活発になってきております。本市の原風景を生かしながら、これら花と緑・せせらぎのまちづくりを市民の生活に直結する街路網の整備や施設整備などをも積極的に行い、自然と環境に調和する気品あるまちづくりを進めてまいったところでございます。

私は市長になって以来、今日まで一貫してさくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきた結果、今ではさくらんぼといえば寒河江、寒河江といえばチェリーランドと言われ、日本一のさくらんぼの里が広く全国に名をはせてきておるわけでございます。

また、昨年の全国都市緑化やまがたフェア、こしの花咲かフェア IN さがえを開催いたしまして、花と緑のまちを定着させ全国にアピールすることができました。こういう施策をとってきたことにより、現在の寒河江市の姿があるのではないかと考えておりますし、これまでとってきた施策が功を奏しているものと考えております。これからも自然に調和した気品あるまちづくりに努めて、将来を託す子や孫のために原風景を残しながら、豊かで本当に寒河江に住んでよかったと言われるまちづくりに努めることが私の責務と考えておるところでございます。

次に、花咲かフェア IN さがえにつきましてもアンケートの結果とか、あるいは反省点について申し上げたいと思っております。

アンケート調査については、フェア開催に伴う PR 効果や来場目的、交通手段、フェアに対する印象、今後の開催における要望等を調査し、花咲かフェア IN さがえが名実ともに本市のシンボルイベントに成長するとともに、フェアの開催テーマである花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向け、実態把握を目的に実施したものでございます。その実施に当たっては、このたびのフェアの特徴の一つでもあるボランティア参加者約 2,500 人の中から会場運営に従事いただいた皆さんから、御来場者に対面聞き取りにより会期中の土・日を中心に 6 日間で 602 人実施しております。この数値は、昨年開催したやまがた花咲かフェアのときの調査

個体と同数でございます。

調査内容につきましては、居住地域、年齢、性別、来場手段、周知手段、来場回数、会場内出費、スタッフの対応、会場の印象、滞在時間及び今後のフェアへの要望の10項目にわたり調査を行っております。

この調査結果について申し上げます。

性別、年齢では20歳代から60歳代以上の5階層及び男女別で無作為調査を行った結果、50歳代の来場割合が28%で最も高く、60歳代以上を加えますと約半数を数えました。また、男女別では6対4の割合で女性の来場が多く、中でも50歳代の女性が16%、次いで30歳代女性の13%となっており、前に開催した緑化フェアの特徴と同様に女性の来場者が中心となっております。

次に、居住地別来場者でございますが、県内、県外別では8対2の割合で県内からの来場となっております。昨年のやまがた花咲かフェアの7対3に比べますと県内からの来場が多くなっております。県外来場者の地域区分では、山形自動車道で直結している良好な交通アクセスにより昨年同様宮城県からの来場が多く、注目されます。また市内と市外に分けた場合、市内からの来場が24%と昨年の12%から見ると倍増しております。

交通手段については、県内来場者の95%が自家用車により来場しているのに対し、県外来場者では貸し切りバス利用が59%で、次いで自家用車が40%を占めております。

次に、花咲かフェアを何で知ったかについては、県内がテレビ、ラジオ、情報誌、市報によるが81%を占め、県外については観光ツアーと情報誌によるが61%と、多方面にわたる広報活動の取り組みが反映した結果と考えております。

来場回数については、2回以上の来場者、いわゆるリピーターの占める割合が40%を占め、昨年の27%から見ると大幅に伸びております。会場内での出費についてでございますが、なしと答えた人が45%を占め、3,000円未満で46%にとどまっております。このことは、昨年に比べ物販、飲食ともに出店店舗数と規模が縮小したためと思われる、店舗内容と店舗数について検討を加える必要があると考えます。しかし、期間中における会場周辺の飲食店では昨年と同様に県外ナンバーの車でにぎわっていることも確認いたしております。

次に、スタッフの対応については、よい、とてもよいが83%を占め、ほぼ満足のいくサービスが提供できたものと考えております。

会場の印象については、よい、とてもよいと答えた方が87%を占め、四方の山並みと最上川など、周辺のロケーションを取り込んだ会場づくりがよい印象を与えたものと考えております。

次に、滞在時間については2時間以内が51%と最も多く、次いで3時間以内の34%となっており、会場内施設及び展示物、ステージ催事や飲食休憩など、ゆっくり見ていただいたものと考えております。

次に、今後のフェアへの要望についてでございますが、最も多い要望はずっと続けてくださいが77件もありました。次いで、日陰をふやしてほしいが12件、物販、飲食店舗をふやしてほしいが11件、花をふやしてほしいが10件と、会場の公園がオープン間もない施設が抱える問題によるものもありました。そのほか、開催期間を長くしてほしい、道路標識をふやしてほしい、それぞれ9件。入場料を取った方がよい、8件。遊具をふやしてほしい、7件と続いております。また、ステージイベントをふやしてほしい、グリリンの出番、グッズの販売をしてほしい、ベンチをふやしてほしい、このまま無料でいてください、庭のコンテストがなくなって残念、大道芸がおもしろかったなどの要望のほか、ハーブ園に対する充実要望、足湯施設の整備などの声もありました。

これらのアンケートの調査結果を踏まえまして、その反省点等に触れてみたいと思います。

まず、開催の時期など開催概要についてでございますが、6月のさくらんぼの時期は本市が1年じゅうで一番活気づきにぎわう時期であり、全国から訪れるさくらんぼ狩りのお客様を含め、本市を積極的にアピールする絶好の時期でありますし、アンケートでもさくらんぼの時期での開催希望が多くありましたことを受け、やはり開催時期はさくらんぼの時期と考えられるわけでございます。

また、開催期間につきましては、会期終了後も事務局へ来場問い合わせが多かったこと、またアンケートでも長期にわたり開催してほしいなど、期間延長を望む意見もあり、開催期間については検討する必要があることと思っております。

次に、市民参加についてでございますが、フェア開催の会期前のプランターや花壇出展などの会場設営段階から会期中における会場運営ボランティアと、花・緑ボランティア、ステージ催事、作品出展、花・緑体験教室、おもてなし茶会などなど、多くの市民参加によりフェアを盛り上げていただきました。市民参加の度合いは、そのまま来場者数にも反映する大事な部分でございます。今後、さらに多くの市民が参加できるように環境を整えてまいりたいと考えております。

また、会場施設整備については、日陰の場所や花・緑の充実など、都市公園の既存の樹木等、施設の整備について個々に検討を加える必要があるものと考えます。

また、ステージ催事等については、人気の高かった大道芸やコンサートを充実してほしいとの声があり、こうした要望についても検討事項と考えます。

このようなことから、これまで取り組んできた花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向け、市民総参加のスタンスを確認しながら整備充実していくことが肝要であり、本市のシンボルイベントとして市民とともに取り組んでいくべきであり、花咲かフェアINさがえ実行委員会において種々検討してまいりたいと考えております。

次に、いろいろな新たなイベントを開催してはどうかという御意見があったわけでございます。本市のまちづくりは市民主導のイベントによるものであり、常に新しい取り組みに英知を注いでいくところに地域の活性化や活力が生まれ、それらがまちづくりの強力な推進力になるものと考えております。御提案のイベント開催についても、実行委員会において検討を加えることが大切であり、今後とも御指導を賜りたいと思っております。

最後に、花咲かフェアINさがえ開催につきましては、目標入場者数をはるかに上回る15万2,000人の多くの皆さんに御来場いただき、盛況のうちに幕を閉じることができました。フェアでは市内外から多くの幼稚園、小中高校、各種文化・花緑団体、さがえ花咲か緑育て隊、そして個人、団体ボランティアの方々より会場づくりからイベントの実施、会場運営、花・緑管理等々まで御協力をいただき、手づくりによる市民参加型のフェアを開催することができました。多くのリピーターが何回も会場を訪れており、来場者からは魅力のある会場として高い評価を得ることができました。

また、開催目的である緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花・緑産業、観光産業と連携し寒河江市の魅力を県内外に発信するという当初の目的は十分に果たすことができたと考えております。

今後においてもさらなる都市緑化の推進と、花と緑・せせらぎで彩るまちづくりの推進を図るとともに、このフェアを寒河江市のシンボルイベントとして継続し、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことが大切と考えております。今回の花咲かフェアINさがえに多大なる御指導、御協力を賜りました関係各位を初め、市民皆様に対してこの場をかりて改めて心から御礼申しあげる次第でございます。

次に、昭和の大合併から50年を経過したということについての所感を尋ねられております。

我が国における市町村合併の沿革について振り返ってみますと、明治の大合併と昭和の大合併とがございます。昭和の大合併は戦後6・3制の実施に伴う新制中学校の設置、市町村消防や社会福祉、保健衛生関係の事務など、多くの事務が市町村で処理されることとされたのであります。しかしながら、当時の町村の中には著しく規模が小さく、行財政上の能力が乏しいものが多く、新たな事務や権限を円滑に受け入れる体制を整備することが必要となり、町村合併促進法が昭和28年10月に施行されました。この町村合併促進法は、新制中学が合理的に運営できる人口規模を念頭に、全国一律に人口8,000人を標準としての町村の合併を進めると

いうものでございました。市報さがえの昭和 29 年 8 月 1 日の第 1 号によりますと、合併促進法の施行を契機に、昭和 29 年 2 月に当地域でも懇談会を行ったが、各町村でも極めて低調な態度であったことが記載されております。

当時の合併の経緯が記載されている書類を見てみますと、さきに白岩町、高松村、醍醐村で合併を企画されたようではありますが、小規模合併のため弱体で将来性がないということで、後に寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、白岩町、醍醐村の 2 町 4 村をもって合併推進協議会を組織されたようでございます。以後、紆余曲折があったようではありますが、寒河江市は昭和 29 年 8 月 1 日に誕生いたしました。

合併時の町村の人口は寒河江町が 1 万 4,980 人、西根村が 5,043 人、柴橋村が 5,946 人、高松村が 4,717 人、醍醐村が 2,326 人で、合計 3 万 3,012 人でありました。寒河江町以外は合併の対象村であったこととなります。

昭和 29 年 11 月 1 日には人口 6,562 人の白岩町と 3,015 人の三泉村が寒河江市に編入合併され、今日の寒河江市の行政区となっております。当時の合併理由書には、「時代の推移を見つめ小異を捨てて大同につき、拳郷一致(村を挙げて)住民融合をもって地方住民の恒久的な福祉を増進するために町村合併を企画した。かくして、強大なる行財政力を持って市制を目途とし、富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとする」と書き残されております。

やはり、合併となりますといつの時代でもいろいろな御意見をお持ちの住民もおるかと思いますが、当時の為政者、議員のリーダーシップはもとより、町民、村民の賢明なる御判断により、大同合併がなされたということになったものと思われまふ。後世のためにもすばらしい決断をしていただいたものと感謝しております。合併の理由書にある「富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとするものである」との理由には感嘆するものであります。

昭和の大合併以来、以後我が国は高度経済成長を遂げ、産業は発展し国や地方の財政も順調に規模を拡大し社会基盤整備が進み、住民の生活は著しく向上してまいりました。このような中において、本市においてはさくらんぼのまちづくり、花・緑・せせらぎのまちづくり、寒河江型福祉や寒河江型農業の展開、オーダ―メード方式の工業団地など、時代の要請に応じ先取りした独自のまちづくりを展開し、その名が全国に響き渡るようになったところであります。

このような全国に誇れるまちづくりが展開できたのは、人口 4 万 4,000 人、面積 139 平方キロメートルのスケールメリットを活用できたからであると考えております。もし、合併せずに人口 2 万人に満たない町と人口数千人の町村が併存する状態であったならば、現在のような施策の展開は面的、人的、さらには財政的にも不可能であったと思われ、50 年前に小異を捨て大同についた先人の決断に改めて敬服するところでございます。

昨今は住民の生活レベルの向上とともに、行政に対するニーズは質的にももとより、高度化し、さらに低経済時代、国際化の進展、少子高齢化社会の到来の中、これからの市町村は行財政のさらなる効率化に努め、行財政基盤の確保を図り、多様化、広域化する住民ニーズに的確にこたえていくことが求められております。このような時期においてこそ、先人の将来を見据えた賢明なる決断を範とし、日常生活圏内での合併により 50 年先を見据えた広域的な新たなまちづくりを進めていくべきであると考えているところでございます。

次に、市制施行 50 周年の記念事業についての質問に答えてまいりたいと思います。

今申しあげましたように、平成 16 年に市制施行 50 周年を迎えることとなります。昭和 59 年の市制施行 30 周年には市の木、市の花を制定し、平成 6 年の 40 周年にはせせらぎ宣言を行い、まちづくりの方向性を示し「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」を実践してまいりました。

市制の大きな節目ともいえる 50 周年を来年に迎えるわけではありますが、昨年の 3 月定例会において、御指摘のように 50 周年記念事業の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討してい

きたいと答えました。しかし、現在西川町、朝日町との1市2町による合併の話が進み、本年7月1日には、御案内のように任意合併協議会を設置して、新しい市の将来構想案や、合併に関する協定素案を協議中でございます。これまでの協議会で合意に達した事項といたしましては、合併の方式が新設合併であり、新市の事務所が当面寒河江市役所とするとか、合併の期日は合併特例法の特例措置を受けられる期限内の合併ということで合意に達しております。

期限内の合併ということは、現在の法の規定では平成17年3月31日までとなっております。したがって、もし合併となれば16年度中の合併ということでありまして、市制施行の50周年と合併の年度が同じ年度になることとなります。50周年記念は半世紀の歩みと歴史を振り返り、そして新たな飛躍を願う大切な節目であります。一方、合併とのかかわりもありまして、合併した際には閉市式、市を閉じる閉市式、なるものも行わなければならないものと考えております。

したがって、50周年記念事業は合併がなかった場合と、合併をする場合の二本立てで考えなければならないものと思っております。その場合の内容等については、今後合併の推移を見ながら十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御丁寧なる、格調の高い御答弁、ありがとうございます。

まず、何で花咲かフェアINさがえの質問に対して市長が今まで日本一のさくらんぼづくり、また花・緑・せせらぎということにこだわってきたのかということ、やはり全市民の方にこれまでの長い行政の経験を開き願いまして、これからの寒河江市のまちづくりに対しても御理解をもらいたいということで質問したわけでございます。

長年、花・緑ということの環境の中で寒河江市民は育ったわけでございます。本当に、小中学校の生徒さんもうろろと荒れた時代もございましたけれども、本当にそういう成果が見られまして、今では本当に落ちついた、非常に環境の整った学校生活をしているというように私どもは思っております。特に、中学校では他の学校に見られない歌声とか、いろいろな和やかな雰囲気は今醸し出されているということで、これもこの花・緑を基調としたそういう政策が非常に生徒たちにも安心感を与え、今犯罪の低年齢化ということで騒がれておりますけれども、本市の生徒は本当に落ちついて余り問題も起こしていない。聞くところによりますと、13市では一番問題のない学校に育っているということもお聞きしております。

そういうことで、これからも市長はさくらんぼ日本一にこだわりながら、花・緑・せせらぎのまちづくりをするということで、私も大いに感動しております。

また、ちょっと話は違いますが、せっかく花・緑・せせらぎということでございますけれども、第2問の通告をしておいたわけですが、今、本市の中で桜並木、平成12年、13年ですか、寒河江川の左岸の方にありますけれども、今非常に枯れているのが目立つというような状況を聞いて、最近行った方から、まず市議会議員のネームプレートの桜がまるっきり枯れておたと。寒河江市のネームプレートも半分ぐらい枯れている、そういう状態です。

また、西根小学校通りの桜並木も、この前クリーン作戦ですか、それでみんな集まったとき「何でこんなに枯れるのかな」とそういう話が出まして、ずっと55本バイパスにあるんですけども、枯れているものもありますし、またその添え木と申しますか、それももう朽ち果てて風などが吹けば、あそこは通学路ですから子供に当たるのが心配だとか、また車にそれがもろに当たると非常に危険だというような話になりました。せっかくそういう宣言をしている本市でございますから、いろいろお忙しいということはわかりますけれども、管理の面には特段の心添えをお願いしたいということで、まずお願いをしておきます。

それでまた、街路樹の木で標識と、また案内板というものも樹木の成長に従って見えないということも、この前クリーン作戦のときに話が出まして、このような場所は適切な処置をお願いしたいなというふうに思っております。

何せ、そういうきれいなまちづくりでございますから、本当にこの状況の中で寒河江市もまた一段と大きくなるような方向に行ってもらいたいというふうに思います。

この前、文教厚生常任委員会で佐賀県の唐津市というところに行政視察に行っていました。この町は非常に、花は余りなかったんですが、樹木、また垣根、そういうものが非常に手入れがなっておって非常にきれいなまちでした。町並み景観の行政視察に行ったわけではないんですけども、いろいろ聞いてみましたところ、毎月1回、市民の方が出てそういう清掃活動とか、そういうことにいろいろなボランティアをやっているというようなことで、寒河江市と同じような考えのまちなんだなということで感心して見せてもらったんですが、やはりそういう非常にいろいろな施策の中で、さっき市長が申しましたとおり、自然を守りながら美しいまちづくりをしていくという、そういう自治体が今たくさんふえてきていると思います。そういう中であって、寒河江がリーダー的なまちづくりに対してますます進んでいくように私どもも一生懸命頑張りたいと思っております。

また、花咲かフェアINさがえについては、先ほど市長からいろいろアンケート調査結果がありましたが、我々も1日ボランティアでお手伝いさせてもらったんですけれども、緑政会の会員全員やらせてもらいました。緑化フェアと違うことは、やはり規模がちょっと小さいということで、いろいろお客さんの方から言われたわけでございますけれども、15万以上の来園者があったということで、非常にこれはさくらんぼ、観光果樹というお客さんもたくさんそれと同時に来たわけなんですけれども、その経済効果は非常にあったと思いますけれども、やはり花咲かフェアINさがえがずっと今後継続していくということであるということなんですから、やはり何か付加価値をつけた中で全国の方を招くと。花咲かフェアだけですと、やはり毎年ですとちょっと飽きられるのかなと。当然さくらんぼが主でございますからあれなんですけれども、例えば、いろいろ私もさっき1問でも述べましたけれども、そういう花を、緑を中心としたまちづくりを行っている自治体をサミットの形で、やはり何々サミット、なんていうのをつけてその時期に開催するというのも一つの今後のいろいろな勉強になることかなというふうに思うわけです。

本当によその市町村をまねしないで、寒河江市独自の中で今までやってきたわけです。これから、こういう地方分権の中にあっますます求められている独自性、そういうものをやはりいろいろな市民との対話の中でますます強めていくというのが、これから求められている大きな課題なのかなというふうに思っております。

また、花咲かフェアINさがえの中で、さくらんぼ農家の方は殊に忙しくて、来たいけれども来れないという方もおるんです。お客さんを迎えた中で、そういうさくらんぼの農家の方もやはり見てみたいという方もおりますので、何とかその辺も今後検討課題にしてもらいたいというふうに思っております。

市制50周年に対する市長の所感も、やはり小さいままでの自治体では、この50年間に余り成長することはできないのではないかと。やはり合併したからこそ、このように山形県の中核都市になり得たし、まちづくりに対していろいろな政策もできた。そういうことをおっしゃっていただきましたけれども、私もこの50年間、いろいろな寒河江市づくりにやってきた歴代市長さんがおりますけれども、その御尽力を考えてみますと非常に合併してよかった。

また、これから50年先もそういう今の規模の自治体を脱皮して国政に合った、また地方にあった自治体づくりをやってもらいたいというふうに私は強く感じております。市民の方もたくさんそういうふうに思っている方がおります。

50周年記念事業については、前回の回答ではやるというような話でございましたけれども、そういう今市町村合併が推移している中でいろいろ問題等もあるということでございますから、これもいろいろな問題の推移を見ながら、あるいは事業について考えてもらいたい。私は、やはりそういう合併をまずするということがあったとしても、歴史というものを今振り返って、寒河江市民の方、またいろいろな他町の方も合併の歴史というものを知ってもらって、今後のそういう先の自治体の作り方ということに対して考えを、造詣を深めていただくということも私は必要ではないかというふうに思っております。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、寒河江川の桜回廊の枯損木でございますが、これは山形新聞社から桜の苗木の寄贈を受けまして、平成 11 年、12 年、13 年度と 3 カ年で 1.5 キロメートル区間に 143 本を公募者により植栽してもらったわけでございますが、これまで植栽後 1 年間を見てもみますと、やはり枯れたのがございます。枯れた木につきましては市で植えかえをやっております。

それから植栽か、みずから新しく植えかえてもらったのも四、五本ございまして、どうなんですか、全体的に土壌が悪いのかどうか、生育管理も十分でないのかどうか、生育がよくない状況にございます。したがって、新たに植樹する箇所の土壌改良を市において実施しようかなと思っておりますし、公募者に呼びかけて植えかえも要請してまいると、このように思っております。公募者に要請しても植えかえが行われぬような木につきましては、市がやらざるを得ないかと、このように思っております。

それから、西根小学校前の街路樹が枯れているというような御指摘がございましたが、あそこはソメイヨシノでございますが、木の先端が枯れているものが多いのでございまして、どういう理由かというようなことでいろいろ思っておりますが、地下水が高いので根腐れがあるのではないかなと。周囲が田んぼでございますので、根腐れを起こしているのではないかなと、こう思っております。一定の木の高さになりますと先端だけが枯れるのがほとんどでございます。そういう状況を踏まえまして、何か成長に障害のある場所につきましては、土地の条件に合ったところの樹種に切りかえていかなければならないかなというようなことを検討しているところでございます。

それから、街路樹で道路標識が見えなくなっているというようなことがあるようでございますし、また支柱が倒れそうになっているというような御指摘もございましたが、標識の見えにくいような場所とか危険な箇所というものはさらに調査いたしまして、適切な整枝もやっていこうかと思っておりますし、危険な箇所につきましては対応してまいりたいと思っております。

そして、いろいろ花咲かフェアにつきましてこれからの取り組みのことについての、サミットなども開催してはというような御意見でもありましたけれども、来年度に向けまして 10 月ごろには実行委員会の委員 157 名いらっしゃるわけでございますけれども、その方々に次年度開催に向けてのアンケート調査なども実施したいと思っておりますし、それがまとまった時点で開催概要を決定していきたい。

そして、開催概要の決定とともに広報活動を開始したい。年内までにはそれを終わらせたいなというような気持ちでおるわけでございますが、やはり早く次期開催についての取り組みをしていかないと、旅行代理店とか、あるいはチラシ作成とか、あるいは情報誌ということに間に合わないわけでございますので、そういう対応をこれからとっていかうかなと、こう思っております。アンケートにつきましては、いろいろ考えておりますので、なお実行委員会の方々、そしてまた実行委員会の方々にも、市民の方の御意見なども集約していただきたいと、このように考えておるところでございます。

あと、50 周年事業でございますが、これにつきましては、先ほど答弁申しあげたように、これからの推移を見ながら、やはり半世紀を過ぎたところの大きな節目でございますので、それにふさわしいような、そしてまた将来をにらんだところの催し物というようなものも考えてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 終わります。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

散 会

午後 2 時 0 2 分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。